国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程

平成１６年度九大会規第１２号
制　　定：平成１６年　４月　１日
最終改正：令和　６年　２月　９日
（令和５年度九大会規第４号）

（趣旨）

第１条　国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（正規学生の授業料、入学料及び検定料の額）

第２条　本学における正規学生の授業料、入学料及び検定料の額は、別表第１のとおりとする。

２　本学に在学する者のうち、別に定めるところにより、当該修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められたもの（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。ただし、入学以後に長期履修学生となる者から徴収する授業料の年額は、前項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から長期履修開始前の期間に係る授業料の総額を控除した額を長期履修学生として在学する期間から長期履修開始前に在学した期間を控除した期間の年数で除した額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

３　第１項に規定する区分の学部並びに大学院の学府及び法科大学院において、出願書類等による選抜（以下「第１段階選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階選抜」という。）を行う場合の検定料の額は、第１項の規定にかかわらず、別表第２の左欄に掲げる学部等の区分に応じ、第１段階選抜にあっては同表の中欄に掲げる額を、第２段階選抜にあっては同表の右欄に掲げる額とする。

４　第１項に規定する区分の学部への転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額並びに大学院の学府及び法科大学院への転学、再入学及び一貫制博士課程を置く学府への編入学に係る検定料の額は、第１項の規定にかかわらず、別表第３－１のとおりとする。ただし、第１段階選抜及び第２段階選抜を行う場合の検定料の額は、別表第３－２のとおりとする。

５　第１項及び第３項の規定にかかわらず、次に掲げる学部の学士課程に係る検定料（日本国籍を有しない外国人留学生に係る検定料に限る。）は、別に定める。

(1)　共創学部（別に定める選抜試験に限る。）

(2)　工学部（国際コース（英語による授業等により単位取得可能な教育課程をいう。以下同じ。）に係る選抜試験に限る。）

(3)　農学部（国際コースのうち別に定める選抜試験に限る。）

（授業料の徴収方法）

第３条　授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、九州大学学部通則（平成１６年度九大規則第２号。以下「学部通則」という。）第４０条第１項本文及び九州大学大学院通則（平成１６年度九大規則第３号。以下「大学院通則」という。）第４３条第１項本文の規定に基づき、前期及び後期の二期に区分して行なうものとし、それぞれの期において年額の２分の１に相当する額を学部通則第４０条第１項及び大学院通則第４３条第１項に規定する納期までに徴収するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該年度の後期に係る授業料については、前期に係る授業料を徴収したときから後期に係る授業料の徴収時期までの間に学生の申出があったときは、当該申出時に徴収するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

４　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第１項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学の許可前に徴収するものとする。

（入学の時期が４月又は１０月以外の場合における授業料の額及び徴収方法）

第４条　特別の事情により、入学の時期が４月又は１０月以外の場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の１２分の１に相当する額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「月割計算額」 という。)に入学した日の属する月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第５条　前期又は後期の中途において復学、転入学（大学院にあっては転学)、編入学又は再入学（以下「復学等」という。)をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、月割計算額に復学等の日の属する月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の中途で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第６条　特別の事情により､学年の中途で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、月割計算額に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の在学期間に係る授業料については５月（４月に卒業又は修了する者にあっては４月）までに、後期の在学期間に係る授業料については１１月（１０月に卒業又は修了する者にあっては１０月）までに徴収するものとする。

（退学及び除籍の場合における授業料）

第７条　前期の中途において退学又は除籍する者から徴収する授業料の額は、第２条第１項の規定にかかわらず、授業料の年額の２分の１に相当する額とし、後期の中途において退学又は除籍する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額とする。

２　前項の規定にかかわらず、授業料を納付しないことにより除籍となるときは、当該学生に係る未納の授業料を免除する。

３　第１項の規定にかかわらず、死亡又は行方不明のため除籍したときは、当該学生に係る未納の授業料を免除することができる。

４　第１項の規定にかかわらず、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者について、退学を許可した場合若しくは退学を命じた場合又は除籍した場合（授業料を納付しないこと又は死亡若しくは行方不明により除籍した場合を除く。）は、九州大学における授業料免除等に関する取扱規程（平成１６年度九大規程第１５６号。以下「授業料免除等規程」という。）第１５条第２項に定めるところによる。

（休学の場合における授業料）

第７条の２　前期又は後期の開始前までの申請に基づき休学を許可した場合は、月割計算額に休学を開始する日の属する月（以下「休学開始月」という。）の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは休学開始月）から復学する日の属する月（以下「復学月」という。）の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除するものとする。

２　前期に開始する休学にあっては４月、後期に開始する休学にあっては１０月の申請に基づき休学を許可した場合は、月割計算額に休学開始月の翌月（休学を開始する日が４月及び１０月を除く月の初日のときは休学開始月）から復学月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除するものとする。

３　前期に開始する休学にあっては５月、後期に開始する休学にあっては１１月以降の申請に基づき休学を許可した場合は、休学を開始する日の属する期の授業料を徴収し、当該休学が前期から後期にまたがる場合は、前期の授業料は徴収し、後期は月割計算額に１０月から復学月の前月までの月数を乗じて得た額を免除する。

４　前２項の規定にかかわらず､入学日の申請に基づき当該入学日からの休学を許可した場合は、休学開始月から復学月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除するものとする。

５　第１項から第３項の規定にかかわらず、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者について休学を許可した場合は、授業料免除等規程第１５条第１項に定めるところによる。

（長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例）
第８条　第２条第２項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた月割計算額に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の在学期間に係る授業料については５月（４月に卒業又は修了する者にあっては４月）までに、後期の在学期間に係る授業料については１１月（１０月に卒業又は修了する者にあっては１０月）までに徴収するものとする。
２　第２条第２項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に１年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第２条第１項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。
（入学料の徴収方法）
第９条　入学料は、入学の許可前に徴収するものとする。ただし、入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予に係る申請が行われた場合は、この限りでない。
（検定料の徴収方法）
第１０条　検定料は、入学、転入学（大学院にあっては転学）、編入学又は再入学（以下「入学等」という。）の出願（第２条第３項に規定する場合を含む。）を受理するときに徴収するものとする。
（授業料等の返還）
第１０条の２　既納の授業料、入学料及び検定料は返還しない。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める額を返還するものとする。
(1)　第３条第２項及び第３項により授業料を納付した者が９月３０日までに休学又は退学した場合　後期授業料相当額
(2)　第３条第４項により授業料を納付した者（総合型選抜に合格して入学手続を行った者を除く。）が入学年度の前年度の３月３１日までに入学を辞退した場合　当該授業料相当額
(3)　第２条第３項、第４項及び前条の規定により検定料を納付した者が第１段階選抜で不合格となった場合　別表第２及び別表第３－２の右欄に掲げる当該検定料相当額
(4)　前条の規定により検定料を納付した者が学部に係る一般選抜において、その出願受付後に出願無資格者であることが判明した場合　別表第２の学部の項右欄に掲げる検定料相当額
(5)　前条の規定により検定料を納付した者が出願書類等を提出しなかった場合又は出願書類等を受理できなかった場合　当該検定料相当額
(6)　九州大学における入学料免除等に関する取扱規程（平成１６年度九大規程第１５７号）第７条第２項に規定する免除の許可を受けた者が、免除対象となる入学料を納付していた場合　許可された入学料の免除額
(7)　授業料免除等規程第６条第２項に規定する免除の許可を受けた者が、免除対象となる授業料を納付していた場合　許可された授業料の免除額
（寄宿料等の額及び徴収方法）
第１１条　寄宿料及び共益費の額は、別表第４のとおりとする。
２　寄宿料及び共益費は、学生寄宿舎に入居した日の属する月から退居する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、ドミトリー、馬出国際交流会館、福岡市国際会館及び筑紫国際交流会館については、月の初日以外の日を入居許可日とした場合は日割り計算で算出した額（算出額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を徴収するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

（科目等履修生等の授業料、入学料及び検定料の額）

第１２条　本学における科目等履修生等の授業料、入学料及び検定料の額は、別表第５のとおりとする。

（科目等履修生等の検定料の徴収方法）

第１３条　科目等履修生等（特別聴講学生、特別研究学生及び外国政府派遣研究留学生である日本語研修生を除く。）の検定料は、入学又は授業科目の履修若しくは聴講の出願を受理するときに、徴収するものとする。

（科目等履修生等の入学料の徴収方法）

第１４条　科目等履修生等（特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）の入学料は、入学又は授業科目の履修若しくは聴講の許可前に徴収するものとする。

（科目等履修生等の授業料の徴収方法）

第１５条　科目等履修生及び聴講生の授業料は、授業科目の履修又は聴講の許可前に、徴収するものとする。

２　専修生、特別研究学生、研究生、日本語研修生及び日本語・日本文化研修生の授業料は、前期及び後期ごとに、６月分を徴収するものとする。ただし、在学予定期間が６月未満のときは、在学予定期間分を徴収するものとする。

３　前項本文の規定にかかわらず、特別研究学生にあっては、他の大学院又は研究所等との協議によるもので総長が認めたものについては不徴収とすることができる。

４　第２項の授業料は、入学の日から２０日を期限として徴収するものとし、その後は、同項に定める各期の当初の月の１日から２０日を期限として、徴収するものとする。

５　特別聴講学生の授業料は、本学の授業科目の履修の許可前に、徴収しなければならない。ただし、本学が他の大学又は他の大学院と締結する大学間相互単位互換協定（部局間交流協定及びこれに準ずるものを含む。）によるもので、総長が認めたものについては不徴収とすることができる。

第１５条の２　第１３条及び第１４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請の許可にあっては、当該許可時にかかる検定料及び入学料を不徴収とする。

(1)　科目等履修生が履修期間終了後、継続して授業科目を履修するために行う申請

(2)　聴講生が聴講期間終了後、継続して授業科目を聴講するために行う申請

（外国の大学と締結する大学間交流協定等に基づく授業料等の不徴収）

第１６条　第１０条及び第１３条から第１５条第２項まで並びに第１５条第５項本文の規定にかかわらず、本学が外国の大学又は大学院と締結する大学間交流協定、部局間交流協定及びこれらに準ずるものに基づき正規学生、専修生、特別研究学生、研究生、特別聴講学生又は聴講生等として入学等又は聴講を許可する外国の大学の学生のうち総長、学部長又は学府長等が認めたものについては、授業料、入学料又は検定料は不徴収とする。

２　第３条から第６条まで、第７条の２第２項、第８条から第１０条まで、第１３条及び第１４条並びに第１５条第２項及び第４項の規定にかかわらず、外国の政府からの派遣等により正規学生、研究生又は特別研究学生として入学等又は受入を許可する者のうち、総長が別に定めるものについては、授業料、入学料又は検定料は不徴収とする。

３　第３条から第６条まで、第９条及び第１０条の規定にかかわらず、本学が外国の大学と締結する、ジョイント・ディグリープログラム（連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するプログラムをいう。）又はダブル・ディグリープログラム（複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するプログラムをいう。）の実施に関する協定に基づき、正規学生として入学する外国の大学の学生のうち総長、学部長又は学府長が

認めたものについては、授業料、入学料又は検定料は不徴収とする。

（外部資金により運営経費が賄われる授業科目の履修に係る授業料等の不徴収）

第１６条の２　第１３条から第１５条第１項本文までの規定にかかわらず、外部資金により運営経費が賄われる授業科目を科目等履修生として履修する者のうち、総長が適当であると認めたものは、当該履修に係る科目等履修生の授業料、入学料又は検定料を不徴収とすることができる。

（本学の卒業生及び修了生が聴講生となる場合の入学料の不徴収）

第１６条の３　第１４条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、聴講に係る入学料を不徴収とすることができる。

(1)　本学（統合前の九州芸術工科大学を含む。）を卒業し、又は修了（博士後期課程における単位修得後退学を含む。）した者が、正規学生として在学していた課程と同等の学位を授与する課程に聴講生として入学する場合

(2)　前号に掲げる場合に準ずるものとして、総長が特に認めた場合

（大学間交流協定等に基づき他の国立大学の大学院から転学する場合の入学料等の不徴収）

第１６条の４　第９条及び第１０条の規定にかかわらず、相互に検定料及び入学料を不徴収とする大学間交流協定、部局間交流協定及びこれらに準ずるものに基づき、他の国立大学法人の大学院から本学の大学院への転学を許可する者のうち､総長又は学府長が認めたものについては、入学料及び検定料を不徴収とする。

（高等専門学校との協定に基づき実施する連携教育プログラムを履修する学生の授業料等の不徴収）

第１６条の５　第３条から第６条まで、第７条の２第３項及び第８条から第１０条までの規定にかかわらず、高等専門学校との協定に基づき実施する連携教育プログラムを履修する学生の授業料、入学料及び検定料については、当該協定に定めるところにより、その一部を不徴収とする。

（学位論文審査手数料の額及び徴収方法）

第１７条　学位論文の審査手数料は、別表第６のとおりとし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

（総長の承認を要する費用の額及び徴収方法）

第１８条　この規程に規定するもののほか、診療料、検査料、手数料その他の本学における費用に関しては、総長が定める。

附　則

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

２　平成１０年度以前の年度において入学した者及びその者が属することとなる年次に平成１０年度以降に編入学した者に係る授業料の額は、第２条第１項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。

区　　分	入 学 年 度	授　業　料
学部 大学院の学府	平成６年度	年額　　円 ４１１，６００
	平成７年度	４４７，６００
	平成８年度	４４７，６００
	平成９年度	４６９，２００
	平成１０年度	４６９，２００

３　この規程施行前において、従前の例により行なわれた総長の承認は、この規程第１８条により行なわれた承認とみなす。

附　則（平成１６年度九大会規第１７号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年度九大会規第１８号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大会規第８号）

この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大会規第１０号）

この規程は、平成１８年１２月１日から施行する。

附　則（平成１８年度九大会規第１１号）

この規程は、平成１９年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年度九大会規第２１号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年度九大会規第７号）

１　この規程は、平成２０年１２月１日から施行する。

２　この規程による改正後の九州大学における授業料その他の費用に関する規程第１６条の２の規定は、平成２０年度に本学に入学する者から適用する。

附　則（平成２０年度九大会規第１６号）

１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程第１５条の２の規定は、平成２１年度の科目等履修生に係る入学の許可及び聴講生に係る聴講の許可から適用する。

附　則（平成２１年度九大会規第２号）

この規程は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平成２１年度九大会規第４号）

この規程は、平成２１年７月１７日から施行する。

附　則（平成２１年度九大会規第１７号）

この規程は、平成２２年１月５日から施行する。

附　則（平成２１年度九大会規第２６号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年度九大会規第２２号）

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。

附　則（平成２４年度九大会規第２号）

この規程は、平成２４年８月３１日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程別表第４中の福岡国際交流会館に係る規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年度九大会規第１８号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年度九大会規第４号）

この規程は、平成２５年７月３１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大会規第２号）

この規程は、平成２６年９月２４日から施行する。ただし、別表第４（３）にドミトリー３及び伊都協奏館の項を加える改正規定は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大会規第４号）

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大会規第１４号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大会規第１４号）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年度九大会規第７号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大会規第１１号）

この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則（令和元年度九大会規第１２号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大会規第２号）

この規程は、令和２年６月２３日から施行する。

附　則（令和２年度九大会規第７号）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程別表第４のドミトリー３に係る規定については、令和２年３月３１日に博士課程教育リーディングプログラムの学生として在学し、同年４月１日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

３　この規程による改正後の国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程別表第４の井尻国際交流会館の寄宿料に係る規定は、令和３年１０月１日から施行し、同日以降に入居を開始する者から適用する。

附　則（令和３年度九大会規第４号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年度九大会規第１５号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大会規第４号）

この規程は、令和６年３月１日から施行する。

別表第１（第２条第１項関係）

区　　分	授　業　料	入　学　料	検　定　料
学部	年額　円 ５３５，８００	円 ２８２，０００	円 １７，０００
大学院の学府	５３５，８００	２８２，０００	３０，０００
法科大学院	８０４，０００	２８２，０００	３０，０００

別表第２（第２条第３項関係）

区　　分	第１段階選抜	第２段階選抜
学部	円 ４，０００	円 １３，０００
大学院の学府	７，０００	２３，０００
法科大学院		

別表第３－１（第２条第４項関係）

区　　分	検　定　料
学部	円 ３０，０００
大学院の学府	
法科大学院	
大学院の一貫制博士課程を置く学府	

別表第３－２（第２条第４項関係）

区　　分	第１段階選抜	第２段階選抜
学部	円 ７，０００	円 ２３，０００
大学院の学府		
法科大学院		
大学院の一貫制博士課程を置く学府		

別表第４（第１１条関係）

（１）井尻寮にあっては、寄宿料月額４，７００円とする。

（２）ドミトリーにあっては、次の表のとおりとする。

寄宿舎名	区　分	寄宿料（月額・円／共益費込み）
ドミトリー１	単身用	２３，０００
ドミトリー２（外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。）	単身用 世帯用	３０，０００ ６０，０００
ドミトリー３（九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成１９年度九大規程第１１号）別表第１に規定する拠点の宿泊に供する施設として区分する居室を除く。）	単身用（シェア型）	入居者１人当たり １４，５００
伊都協奏館（外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。）	単身用 世帯用	２１，０００ ４３，０００

（３）国際交流会館にあっては、次の表のとおりとする。

名　　称	寄宿料（月額・円）
井尻国際交流会館（外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。）	２５，０００
馬出国際交流会館	２５，０００
福岡市国際会館	２４，７００
セトルインターナショナル	３７，０００
筑紫国際交流会館	個室　３５，０００
	シェア　３０，０００

別表第５（第１２条関係）

区　　分	授　業　料	入　学　料	検　定　料
科目等履修生	１単位　円 １４，８００	円 ２８，２００	円 ９，８００
聴講生			
専修生	月額 ２９，７００	８４，６００	９，８００
特別聴講学生	１単位 １４，８００	—	—
研究生	月額 ２９，７００	８４，６００	９，８００
特別研究学生	月額 ２９，７００	—	—
日本語研修生	月額 ２９，７００	８４，６００	９，８００
日本語・日本文化研修生			

別表第６（第１７条関係）

学位論文審査手数料
１件　　円 ５７，０００